

災害対応用ドローン購入仕様書

1 目的

この仕様書は、災害発生時における被害状況の迅速な把握、水難事故や沿岸部での捜索活動、また、山岳救助や林野火災などにおいて使用するため、災害対応用ドローンを整備し、災害時における迅速かつ効果的な応急対策の実施及び地域の防災対応力の向上を図ることを目的とし、かすみがうら市消防本部（以下「消防本部」という。）が令和8年度に購入する災害対応用ドローン一式について、必要な事項を定める。

2 適合法令

本機体は、この仕様書に定めるものの他、以下に適合するものであること。

航空法（昭和27年法律第231号）に適合し国土交通大臣の許可や認証を得られるものであること。

3 仕様及び数量

仕様及び数量は、以下の通りとする。

品名	数量	単位	規格
機体セット	1	式	※ 参考機体 ・DJI Matrice 4TD（機体登録費込み） （DJI Plus2 Enterprise）SP Plus ・サーマル/ズームカメラ搭載 ・送信機 （DJI RC Plus2 Enterprise Edition） ・インテリジェントバッテリー×1 ・プロペラ 3組 ・充電ハブ 1式 ・ハードケース×1
機体用バッテリー	2	個	DJI Matrice4Dシリーズバッテリー
アクセサリ （拡声器）	1	式	DJI AS1 スピーカー
アクセサリ （ライト）	1	式	DJI AL1 スポットライト
ランディングパッド	1	個	ランディングパッド
ストラップ ブランケット	1	個	DJI RC Plus2 ストラップ&ブランケット
講習	1	式	DJI Matrice 4TD 導入講習費用
アプリ	1	式	同時視聴アプリ 配信時間チャージ（100,000時間）
製品アフターサービス	1	1年	DJI Matrice 4TD Care Enterprise Plus 製品アフターサービス
定期点検	1	1年	DJI ドローン定期点検サービス（Mavic 4TD用 ベーシックプラン）

※仕様及び数量に記載するDJI Matrice 4TDは参考機体であり、本仕様書に定める性能、機能及び条件を満たし、消防本部が同等品として承認した製品については、これを認めるものとする。

4 機能等条件

- (1) 付属品及び取り付け品は、機能及び取り付けが機体に対して互換性を有したものであること。
- (2) 第二種形式認証取得済み機体であること。
- (3) 納入機体について機体認証取得に必要な書類（適合認証書、同一性証明書等）が提供できること。
- (4) 機体登録のサポート、リモートID設定・初期設定まで受注者が実施すること。
- (5) 将来の航空法改正や運用基準の変更に対応できるよう、メーカーから継続的なファームウェア更新が提供されること。

5 同等品の取扱い

- (1) 本仕様書に示す機体及び付属品と同等品での応札を希望する場合は、同等品確認書を令和8年10月28日 午後3時00分までに消防本部へ提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 同等品確認書を提出する際は、次に掲げる書類を添付すること。
 - ・同等品確認書（任意様式又は指定様式）
 - ・同等品のメーカー名、型式、規格、性能等が確認できるカタログ又は仕様書。
 - ・本仕様書に示す参考機体との性能比較表
 - ・その他、消防本部が必要と認める資料
- (3) 同等品は、本仕様書に示す参考機体と比較して、性能、機能、品質及び安全性が同等以上であり、第二種型式認証、機体登録、リモートID、ファームウェア更新その他仕様書に定める条件を満たすものでなければならない。これらの条件を満たさない場合は、同等品として認めない。
- (4) 提出された資料により、本仕様書に示す性能及び機能が同等以上であると消防本部が認めた場合に限り、同等品として承認するものとする。
- (5) 同等品確認書の提出がない場合、又は同等品として承認を受けていない場合は、本仕様書に記載した参考機体で応札するものとみなす。

6 納入期限及び納入場所等

- (1) 納入期限 令和8年12月28日
- (2) 納入場所 消防本部 警防課
- (3) 検査日 検査日は消防本部と協議して決定すること。
- (4) その他 検査に伴う機体の組み立て、アクティベーション、作動テスト、飛行テストは受注者が行うものとする。

7 保証期間

機体の保証期間は、納入日（完成検査日）から1年間とする。ただし、保証期間後といえども、設計不良、工作不良に起因する不都合が生じた場合には無償で交換、

部品の取替え又は修理等を行うこと。

8 初期設定及び申請等について

納入する機体は、受注者が各種設定作業等を行い、飛行ができる状態に初期設定を完了したものを納品すること。

なお、機体登録に係る申請については、受注者が代行するものとする。

初期設定と当本部職員に対する製品の取扱説明講習を屋内または屋外にて、指定した日時において1日間実施すること。

9 質疑、仕様書の解釈

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、双方において協議の上解決を図るものとし、受注者の一方的な解釈によって処理してはならないものとする。